

● 職員の平均年齢、平均給料月額および給与月額の状況 (平成17年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長門市	42.0歳	346,397円	399,350円
			370,107円
国	40.3歳	329,728円	382,092円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を合計したものです。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのもので、下段は国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
長門市	46.9歳	339,516円	358,299円
			354,818円
国	48.1歳	285,008円	316,350円

● 職員の初任給の状況 (平成17年4月1日現在)

区分	区分	長門市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	170,700円	191,400円	170,700円	184,400円
	高校卒	138,800円	154,300円	138,800円	148,500円

● 職員の経験年数別・学歴別平均給与月額の状況 (平成17年4月1日現在)

区分	学歴	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	279,400円	338,700円	382,300円
	高校卒	226,200円	279,400円	338,700円

● 一般行政職の級別職員数 (平成17年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	吏員	4人	1.1%
2級	吏員	14人	3.8%
3級	吏員	26人	7.1%
4級	主任主事	60人	16.4%
5級	主任	45人	12.3%
6級	係長、主任	48人	13.2%
7級	課長補佐、係長	72人	19.7%
8級	課長、主幹	88人	24.1%
9級	部長	8人	2.2%

● 期末手当・勤勉手当の状況 (平成16年度)

区分	1人当たり平均支給額 (平成16年度)
長門市	1,649千円
国	—
(平成16年度支給割)	
期末手当	3.0月分 (1.6)月分
期末手当	1.4月分 (0.7)月分
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	・役職加算 5~20%
・役職加算 5~20%	・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

● 特殊勤務手当の状況 (平成17年4月1日現在)

支給実績 (16年度決算)	7,426千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (16年度決算)	45千円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (17年度)	13.1%
手当の種類	12

● 時間外勤務手当の状況

支給実績 (平成16年度決算)	83,562千円
1人当たり平均支給年額 (平成16年度決算)	147千円

(注) 退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

「人事行政の運営等の状況」をお知らせします

人事行政の公正性と透明性を高めることを目的に、市の職員任用、職員数、給与など、人事行政の運営等の状況について市民の皆様にお知らせします。なお、平成16年度の数字については、旧長門市、旧三隅町、旧日置町、旧油谷町の合計等により記載しています。

詳細な内容については、本庁2階閲覧コーナーまたは市のホームページ (<http://www.city.nagato.yamaguchi.jp>) で見ることができます。

職員の任免および職員数に関する状況

● 採用の状況 (H16.4.2~H17.4.1)

区分	試験	選考	計
一般行政職	3人	1人	4人
保育士	2人		2人
計	5人	1人	6人

● 退職の状況 (平成16年度)

退職者数	31人
------	-----

● 再任用の状況 (H16.4.2~H17.4.1)

区分	再任用	
	更新	
一般行政職	1人	
計	1人	

● 採用試験実施状況 (平成16年度)

試験職種	採用予定者数 (募集人員)	1次試験受験者数	採用者数
一般行政職	3人	93人	3人
保育士	2人	19人	2人
計	5人	112人	5人

● 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在:人)

部門	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
	平成16年	平成17年			
一般行政	議会	9	7	△2	合併に伴う組織機構の見直し
	総務企画	127	130	3	
	税務	33	30	△3	
	民生	107	108	1	
	衛生	46	41	△5	
	農林水産	53	41	△12	
	商工	9	12	3	
	土木	39	47	8	
	小計	423	416	△7	
	特別行政	教育	85	75	
消防	66	65	△1		
小計	151	140	△11		
公営企業等	水道	21	21		
	下水道	24	25	1	
	その他	26	16	△10	
小計	71	62	△9		
合計	645	618	△27	[674]	

(注) 職員数は、一般職に属する職員数で、教育長、休職者、派遣職員を含み、臨時および非常勤職員は除いています。[]内は、条例定数の合計です。

職員の給与の状況

● 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (16年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A
16年度	42,690人	22,950,054千円	1,575,483千円	5,401,004千円	23.5%

● 職員給与費の状況 (普通会計予算)

区分	職員数 A	給与費			計 B	一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当		
17年度	551人	2,342,610千円	289,182千円	947,321千円	3,579,113千円	6,496千円

職員の勤務条件、分限・懲戒、研修に関する状況

● 一般職員の勤務時間の状況

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
40時間	8時間	8:30	17:15	12:15~13:00	12:00~12:15 15:00~15:15

(注) 職務の特殊性または当該公署の必要等により、特別の形態によって勤務する必要のある職員の勤務時間については、任命権者が別に定めています。

● 一般職員の年次有給休暇の取得状況

平成16年 平均取得日数	8.7日
--------------	------

● 介護休暇の取得状況 (平成16年度)

区分	取得者数
男性職員	0人
女性職員	0人
計	0人

● 育児休業、部分休業の取得状況 (平成16年度)

区分	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	0人	0人
女性職員	9人	0人
計	9人	0人

(注) 上段は平成16年度に新たに取得した者、下段は平成15年度から平成16年度にかけて引き続いての者の数です。

● 職員の分限処分の状況 (平成16年度)

処分事由	処分の種類	処分の種類					合計
		降任	免職	休職	降給	合計	
勤務実績が良くない場合							
心身の故障の場合				2人			2人
職に必要な適格性を欠く場合							
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合							
刑事事件に関し起訴された場合							
条例で定める事由による場合							
合計				2人			2人

● 職員の懲戒処分の状況 (平成16年度)

処分事由	処分の種類	処分の種類					合計
		戒告	減給	停職	免職	合計	
法令に違反した場合							
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合		3人	1人				4人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合							
合計		3人	1人				4人

(注) 1. 分限処分とは、職員が一定の事由によりその職責を十分に果たすことが期待できない場合に、職員の意に反して不利益な身分上の措置を講ずることをいいます。
2. 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持することを目的に、職員の義務違反に対する制裁として行う処分をいいます。

● 職員研修の状況 (平成16年度)

区分	研修課程	回数	延受講者数
長門市	新規採用職員研修、中堅職員接遇研修、救急救命研修、衛生管理研修など	14	322人
山口県人づくり財団	一般研修、専門研修、特別研修	33	128人
全国市町村振興協会等	中央研修所	1	1人
その他の研修	人事評価システム研修など	4	5人

● 勤務成績の評定の状況

毎年1回、職員の能力等について各所属長が評価する内申書及び自己申告書を参考に、職員の昇任、異動等を行っています。今後は、職員の能力・実績をより反映できる人事評価制度を導入する予定で、客観的で公平性、納得性や透明性の高い制度の構築に向けて、検討を進めていきます。

● その他の手当 (平成17年4月1日現在)

手当名	内容および支給単価	国との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	○配偶者 13,500円 ○子・父母等2人まで 1人につき6,000円 (配偶者を扶養していない場合は1人目を6,500円) ○配偶者がいない職員の扶養親族のうち 1人 11,000円 その他 5,000円 ○満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円の加算	同じ	
住居手当	○借家 ・家賃19,000円以下 家賃から8,000円を控除した額 ・家賃19,000円超 家賃19,000円を控除した額の2分の1 (16,000円が限度) に11,000円を加算した額 ・最高限度額 27,000円 ○自宅 3,000円	異なる	○借家 基礎控除額8,000円 国 12,000円 ○自宅 一律3,000円 国 新築5年以内 2,500円
通勤手当	○交通機関 運賃 (定期券) が55,000円以下の場合 運賃相当額 ○交通用具 片道2kmから40km以上まで14区分 (月額3,000円~24,000円)	異なる	○交通用具 国 2kmから60km以上13区分 2,000~24,500円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 給料の部長10%、課長8%、主幹7%、課長補佐5%を支給	同じ	
休日勤務手当	祝日法による休日等、年末年始の休日等において、正規の勤務時間に勤務した職員に支給 時間単価の35%増の額支給	同じ	
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に支給 4,200円	同じ	
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受ける職員が、臨時または緊急の必要により過休日等に勤務した場合に支給 部・課長級 6,000円 課長補佐 4,000円 (6時間超 150/100 を乗じた額)	同じ	
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に支給 時間単価の25%を支給	同じ	

● 特別職の報酬等の状況 (平成17年度)

区分	給料月額等	区分	給料月額等
給料	市長 830,000円	期末手当	市長 助役収入役 (平成17年度支給割合) 3.35月分
	助役 660,000円		議長 副議長 (平成17年度支給割合) 3.35月分
	収入役 580,000円	退職手当	市長 (算定方式) (支給時期) 給料月額 × 在職月数 × 0.5 任期毎
議長 425,000円	助役 収入役 (算定方式) (支給時期) 給料月額 × 在職月数 × 0.3 任期毎		
副議長 360,000円	議長 副議長 (算定方式) (支給時期) 給料月額 × 在職月数 × 0.25 任期毎		
議員 320,000円			